

(趣旨)

第1条 この要領は、淡路市広告掲載要綱（平成19年告示第5号。以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき、淡路市が発行する広報淡路（以下「広報」という。）への広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第2条 広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン等の範囲は、要綱第4条並びに淡路市広告掲載基準（平成19年市長決裁）第4条及び第5条の規定によるものとする。

(広告掲載の位置等)

第3条 広告を掲載する位置は、広報紙面の下一段（1ページから3ページまで及び最終ページを除く。）とし、広告を掲載するページ、位置及び順序は、市長が決定する。ただし、臨時発行の広報の場合は、その編集状況に応じて市長が決定するものとする。

2 広告は一色刷りとし、「広告」の字句を挿入する。

(広告の種類)

第4条 広告の種類は、下段1段通し（以下「1種広告」という。）又は2分の1段通し（以下「2種広告」という。）の2種類とする。

2 広告の大きさは、1種広告にあつては縦4.5センチメートル、横18.0センチメートルとし、2種広告にあつては縦4.5センチメートル、横9.0センチメートルとする。

(広告の掲載回数)

第5条 広告を掲載する広報は、発行する回数を単位とし、複数回にわたる掲載を可能とする。この場合において、当該回数は、12回（5月から翌年4月までに発行する回数に限る。以下同じ。）を超えることができない。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、市広報、ホームページ等の広報媒体を活用して公募する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、公募によらないことができる。

2 前項の規定による公募に当たっては、広告の掲載枠、掲載回数、広告の掲載料、公募期限等の必要事項を明示する。

3 第1項の規定による募集は、毎年度の当初の掲載に係るもののほか、広告の掲載枠を新たに設けたとき、又は広告の掲載枠に空きが生じることが明らかなきに行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 掲載希望者は、淡路市広報広告掲載申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(1) 広告の原稿又はその形状の分かるもの及びその内容を証明したもの

(2) 事業者にあつては、当該事業の概要が分かる書類

(3) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写し

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要があると認める書類

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込書の提出があつたときは、要綱第5条及び第6条の規定に基

- つき、広告掲載の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定について、掲載回数を限定して行うことができる。
  - 3 市長は、第1項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、その可否を淡路市広報広告掲載決定通知書（様式第2号）又は淡路市広報広告非掲載決定通知書（様式第3号）により、当該掲載希望者に通知するものとする。
  - 4 市長は、広告掲載を適当と認めた掲載希望者が第3条に規定する掲載枠を超えるときは、次の順位により広告掲載の可否を決定するものとする。
    - (1) 国若しくは地方公共団体又は国若しくは地方公共団体が出資し、又は出せんする法人及び団体の広告
    - (2) 公益社団法人又は公益財団法人及び公益的団体の広告（前号に掲げるものを除く。）
    - (3) 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告
    - (4) 私企業又は事業を営む個人であつて市内に事業所、事務所等を有するものの広告（前号に掲げるものを除く。）
    - (5) 私企業又は事業を営む個人であつて市内に事業所、事務所等を有しないものの広告（第3号に掲げるものを除く。）
    - (6) 前各号に掲げるもの以外の広告
  - 5 前項の規定による順位の広告が複数ある場合は、希望する掲載回数が多い掲載希望者を優先し、広告掲載の可否を決定するものとする。
  - 6 前2項の規定によつても、なお同順位の掲載希望者の数が第6条に規定する掲載枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

（広告掲載料）
- 第9条 掲載1回当たりの広告掲載料（以下「掲載料」という。）は、1種広告にあつては20,000円とし、2種広告にあつては12,000円とする。ただし、掲載回数が12回継続して広告掲載をする場合は、1種広告にあつては200,000円とし、2種広告にあつては120,000円とする。
- 2 広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに掲載料を前納しなければならない。

（広告の原稿の作成及び提出）
- 第10条 広告原稿は、市長が適当と認める方法により、その指定する期日までに提出しなければならない。
- 2 前項に規定する広告の原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告の内容等の変更）
- 第11条 市長は、広告の内容、広告のデザインその他広告に掲載するすべての事項（以下「広告の内容等」という。）が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して、その変更を求めるとともに、広告掲載を停止することができる。

（広告掲載の取消し）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告主への催告その他の手続を要することなく、広告掲載を取り消すことができる。

  - (1) 第9条第2項に規定する期日までに、掲載料の納付がないとき。
  - (2) 第10条第1項に規定する期日までに、広告原稿の提出がないとき。
  - (3) 前条に規定する広告の内容等の変更の求めに広告主が従わないとき、又は広告の内容等が改善される見込みがないとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が広告掲載を適切でないとき。

（広告掲載の取下げ）

第13条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により、広告掲載を取り下げるときは、淡路市広報広告掲載取下げ申請書（様式第4号）により、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により、広告掲載を取りやめたときは、淡路市広報広告掲載取消等決定通知書（様式第5号）により、その結果を広告主に通知しなければならない。

（広告掲載料の返還）

第14条 既納の掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により市長が広告掲載を取り消し、又は広告主が広告掲載を取り下げたときは、その全部又は一部を返還する。

2 前項の規定により返還する掲載料には、利息を付さない。

（広告主の責務）

第15条 広告主は、広告の内容等について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、及び広告の内容等について知的所有権その他の権利処理を完了しなければならない。

3 広告主は、広告について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、当該広告に起因して淡路市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 広告主は、広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差し入れその他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。

（損害賠償）

第16条 市は、次に掲げる場合において広告主に損害が生じたときにおいても、その賠償の責めを負わない。

（1）第11条の規定により広告掲載を停止した場合

（2）第12条の規定により広告掲載を取り消した場合

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年11月28日告示第165号）

この告示は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の淡路市広報広告掲載取扱要領第9条第1項の規定は、平成28年5月以後に発行する広報に係る広告掲載料について適用し、同年4月以前に発行する広報に係る広告掲載料については、なお従前の例による。